

IV 外部評価における意見への 対応状況

外部評価面における意見への対応状況

事業名 担当課	外部評価時点での事業の状況				評価区分 (今後の方 向性)	外部評価における意見	異の対応状況
	事業のねらい・目的	事業の内容	指標	目標値 (年度)			
(1) 福岡県庁知的障がい者就業支援事業 総務部 人事課	<p>・本県の障がいのある人を対象としていた採用試験は金での障がい種別を対象としていたが、これまでに知識がないのである人の採用実績がない。この現状を踏まえ、知識がないの県庁に勤務する障がいがある人とおこなうことに対する障がいの知識を拡大し、知識がないのの人と働くことに対する障がいの知識醸成を図る。</p>	<p>・ワークサポートオフィス（県庁内）の運用 ・ワークサポートオフィススタッフ、マネージャーの雇用</p>	・知的障がいのある人の仕用数（会員年度任用職員）	R4年度) 4名 (R5年度) 6名	経営 (一部改修)	・3年を目途に民間企業等へ就職することを前提とされいてが、就職できなかつてはどうするのかを考えないで調整していく。 ・次年度以降の民間就職先等が決まらない場合、本人の意思を確認しながら、外部の支援機関の利用も含めて調整していく。	
(2) 國際金融機能形成促進事業 企画・地域振興部 総合政策課	<p>・成長資金を供給するベンチャーファンド等の育成実用ランプオフや、金融の新スタートアップ、金融DX（デジタル化）等を推進する。 （in line企業に対する国際金融機能の強化化を図ることで、世界から選ばれる福岡県の国際金融の開拓を目指す）</p> <p>・地域経済の活性化による国際化等のための国際金融機能の誘致に向けて、産官府がオール福岡で取組み、プロジェクト組織運営や受入課題の実施を行う。</p>	<p>・国際金融アドバイザリー契約の締結 ・FinTech企業と地元金融機関とのマッチング（商談開始率） ・拠点開発補助金 ・投資家と地元企業等のマッチング ・イベント開催等</p>	・FinTech企業と地元金融機関とのマッチング（商談開始率） ・投資家と地元企業等のマッチング ・イベント開催等	R4年度) 70% (R5年度) 100%	経営 (拡充)	・成績指標については、補助事業等の複数の事業に取り組んでいるが、実態に行動するための目標があらはらずなので、そのといったところを記載していたきたい。	<ul style="list-style-type: none"> ・国際金融機能の集積を図るという本事業の目的を踏まえ、成果指標を基に割り勘を設じた「金融機能等貸付」を実施する。
(3) 障がい者文化芸術活動推進事業 (障がい者アート作品レンタル事業) 人づくり・県民生活部 文化振興課	<p>・障がいのある人が持っている多様な能力・才能で繰り広げる財産を市民に提供する。これにより、障がい者の活動を通じて社会参加・作品の販売等による収益を確保するとともに、さらなる創作意欲の向上を推進する。</p>	<p>・企業等に有料で貸し出された障がい者のアート作品の販売収益等が原資として、市民活動を通じて社会参加・作品の販売等による収益を確保する。</p>	・販売件数（前年度毎） ・前年度展示による事業PR ・レンタル料金	R4年度) 66件 (R5年度) 84件 (R6年度)	経営 (拡充)	<ul style="list-style-type: none"> ・佐賀県基山町にある振興事業所では、企業等とタイアップして、障がい者の作品等を行っており、なかなか取扱いがないといふが、取扱いはないが、今年6年後も継続的な収入確保をすることに変わりはないが、令和6年後も継続的な収入確保をすることに変わることは、レントルームに加え、電子機器等を販売するとして、新たな収入向上及び作品の価値確立に取り組んでいきたい。 ・価値のある作品であれば、NFT等で販売するのはどうか。 ・満足料が多いよう、取扱い向上と作品の価値確立に力点を置いていたきたい。 ・事業の自立、事業主体的に事業を強化できるものであれば、NPO法人が最も意見をも連携したものであり、事業化に向けた意見を踏まえて、事業の自走に向けた意見を譲り組んでいきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・上述の作品内容データ等の販売については、委託事業者であるNPO法人からも意見を連携したものであり、事業化に向けた意見を譲り組んでいく。 ・上述の作品内容データ等の販売については、委託事業者であるNPO法人によっては、運営していく。
(4) 脱炭素社会推進事業 (中小企業支援) 環境部 環境保全課	<p>・脱炭素化人材育成・脱炭素化情報発信、省エネ相談、中小企業等省エネ設備導入促進事業の実施による、県内中小企業等の二酸化炭素排出量の60%削減（H25/10/1年度比）</p>	<p>・省エネ化人材育成、脱炭素化情報発信、省エネ相談、中小企業等省エネ設備導入促進による、県内中小企業等での業務部門のオフィス・商業施設等の二酸化炭素排出量の60%削減（H25/10/1年度比）</p>	・業務部門のエネルギー消費量 ・中小企業等省エネ設備導入支援補助金事業	— — 1,056kWh/m ² (R2年度)	1,000kWh/m ² (R12年度)	・成績 (一部改修)	<ul style="list-style-type: none"> ・参考値として、二酸化炭素排出量の削減率（%）について記載した。
(5) 施工工運機械事業 商工部 新事業支援課	<p>・脱炭素化人材育成・脱炭素化情報発信、省エネ相談、中小企業等省エネ設備導入促進による、県内中小企業等での業務部門のオフィス・商業施設等の二酸化炭素排出量の60%削減（H25/10/1年度比）</p>	<p>・新規商品開発・改良品開発 ・顧客マッチング事業 ・商品力強化・商談会参加 ・事業者登録</p>	50件 (R4年度) 62件 (R5年度)	50件 (R4年度) 27件 (R5年度)	経営 (一部改修)	<ul style="list-style-type: none"> ・商品開発・改良件数がどのくらいの販売額に伸びついているのかを成績指標として示していく。 ・開発・改良をした商品の中で撤退した商品等はどのくらいあるのか。 ・商品の魅力発信のためが福岡県に特にしたメディアを利用し、アピール等を行ったほうが良いのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・意見を踏まえ、指標設定ができるよう、制度利用者の調査等の実施を実施していく。 ・意見を踏まえ、撤退した商品等を示すことができるよう、制度利用者の調査等の実施を実施していく。 ・引き継ぎ、中小企業振興セントラルのホームページを中心としたアピールの実施を検討している。
(6) 施工工運機械事業 商工部 新事業支援課	<p>・（公財）福岡県中小企業振興センター内に「施工作業機アドバイザー」を配定して商工業者に向けた助言・相談を行っている。 ・商品開発・改良と販路開拓に向けた助言・商談事業者との協力を図る。</p>	<p>・施工作業アドバイザーによる支援 ・商工連携マッチング事業 ・商品力強化・商談マッチング事業 ・顧客マッチング事業 ・事業者登録</p>	—	—	—		

事業名	外部評価時点での事業の状況				評価区分 (今後の方 向性)	外部評価における意見	県の対応状況	
	事業のねらい・目的	事業の内容	指標	目標値 (年度)				
(6) 動物保健衛生推進事業 鹿児島県水産部 畜産課	人と動物を同時に保護するため、動物の健康な状態を一貫的に守ることを目的とする者に対する監視と、不適切な行為を防ぐための指導を行うことによる動物の健康な状態を維持する。また、県は、人材の育成・確保を通じて、県内各保健衛生所を担う人の育成・確保を通じて、県内各保健衛生所が、県外から派遣された医師等による指導を受けながら、県内に残る医師等による指導を受けながら、県外へも支援を行っている。また、県は、人材の育成・確保を通じて、県外へも支援を行っている。	・獣医学技術研修講習者 ・獣医学技術受講者 ・獽保動物技術研修講習者 ・獽保動物技術受講者 ・獽保動物衛生所を担う人の育成・確保	20名 (R4年度) 20名 (R4年度)	44名 (R5年度) 44名 (R5年度)	・動物保健衛生所の職員を対象としているが、将来は他の部門に拡大することを検討している。 ・現在、畜産保健衛生所の職員を対象としたが、将来は医師等による指導を受けながら、県外へも支援を行っている。 ・医師等による指導が始まってから業務実績スキームの検討を令和3年度から開始し、令和4年度に基本構想を策定した。 ・事業スキームや検査方法が決まるごとにどなたが実施するかは、施設設備だけではなく、業務内容によっては組織体制を含む内容となっている。	・動物保健衛生所の職員を対象としているが、将来は他の部門に拡大することを検討している。 ・医師等による指導を受けながら、県外へも支援を行っている。 ・業務スキームの検討を令和3年度から開始し、令和4年度に基本構想を策定した。 ・事業スキームや検査方法が決まるごとにどなたが実施するかは、施設設備だけではなく、業務内容によっては組織体制を含む内容となっている。	—	
(7) パトロール強化事業 警察本部 地城総務課	・警察官の街頭活動（パトロール活動）を強化することにより、犯罪の警戒抑制とともに県内社会の回復を図り、県民が安全で安心して暮らせる地域社会の実現をめざす。	・交番・駐在所の耳撻 ・機動力・顕示力の強化	・性犯罪認知件数 ・刑法犯認知件数	180件以下 (R4年度) 23,000件以下 (R4年度)	281件 (R5年度) 28,735件 (R5年度)	190件以下 (R5年度) 23,000件以下 (R5年度)	・若年性認知症患者の実人数を把握するべきではないか。 ・個人数を把握するには、市町村、医療機関、介護施設等への調査が必要となるとともに、家族への情報提供が重要となる。 ・必要な情報が入り口が協力者であるが難しくなる場合は、情報担当者に依頼する。 ・費用対効果の面からも実施は困難である。	—
(8) 若年性認知症推進事業 県 保健医療介護部 高齢者地域包括ケア推進課	・働き盛りの現役世代で発症する若年性認知症について、その実態感より、現役世代で約3万6千人の本県1,500人の患者がいることと推計されている。若年性認知症の人には、癡気の進行による仕事の退職、住宅ロードアシスト者など、多くの教育などの必要がある。若年性認知症患者とは異なる患者の必要がある。若年性認知症患者の相談窓口がなく、分からぬい、分からない、といった問題が発生してしまっている。このため、若年性認知症の人やその家族への相談支援体制を充実するとともに、就労経験に向けた企業への啓発を行う。	・相談支援体制の充実 ・市町村、地域包括支援センター職員研修 ・本人交流会の開催、若年性認知症による相談件数 ・手帳ブックの改訂	200件 (R4年度) 200件 (R5年度)	157件 (R4年度) 200件 (R5年度)	200件 (R5年度)	・若年性認知症患者の実人数を把握するべきではないか。 ・個人数を把握するには、市町村、医療機関、介護施設等への調査が必要となるとともに、家族への情報提供が重要となる。 ・必要な情報が入り口が協力者であるが難しくなる場合は、情報担当者に依頼する。 ・費用対効果の面からも実施は困難である。 ・現状指標について、この事業がどういつた形で県民の役に立っているかをきちんとチェックした上で、上記の実人数と合わせて、配慮していただきたい。	・現状指標について、この事業がどういつた形で県民の役に立っているかをきちんとチェックした上で、上記の実人数と合わせて、配慮していただきたい。	—
(9) 飲酒運転違反者に対する受診率等報告義務化実行促進事業 県 保健医療介護部 高齢者地域包括ケア推進課 二つの機能づくり推進室	・飲酒運転違反者の中には、不適切な飲酒によりアルコール依存症等を抱えている人がいることから、それを対象とした飲酒運転違反者に対する受診等義務化の実行促進	・飲酒運転違反者に対する受診等義務化 ・受診等報告義務 ・旅行券（累計）	100% (R4年度)	62.8% (R5年度)	100% (R5年度)	・若年性認知症患者の実人数を把握するべきではないか。 ・個人数を把握するには、市町村、医療機関、介護施設等への調査が必要となるとともに、家族への情報提供が重要となる。 ・必要な情報が入り口が協力者であるが難しくなる場合は、情報担当者に依頼する。 ・費用対効果の面からも実施は困難である。	・成里指標について、この事業がどういつた形で県民の役に立っているかをきちんとチェックした上で、上記の実人数と合わせて、配慮していただきたい。	—
(10) 中小企業障がい者雇用 拡大事業 福井県労働部 新雇用開拓課	・企業・求職障がい者双方とも、より幅広い支援と相互理解の促進など、面接等を経て採用するところにように、飲酒運転違反者に対する対策を推進する。	・障がいのある人を対象とした職務紹介 ・県内民間企業障がい者雇用率による競争に備える ・本事業支援による就業者数	2.3% (R4年度) 260人 (R4年度)	2.29% (R4年度) 300人 (R4年度)	2.31% (R5年度) 332人 (R5年度)	・目的に「安定的な就業継続」と記載されており、事業年度末時点での就職者の就業実績者数、定着率、離職率を把握していない。 ・このため、成果指標に記載されている定着率（離職率）を追加する。	—	—
(11) 中小企業デジタル化支援事業 福井県 中小企業技術振興課	・工芸技術センター設置により、県内中小企業へのデジタル化実証支援を行う。 ・デジタル化実証支援プログラムの運営 ・産学官による先端的技術研究プロジェクトの実施 ・デジタル化推進のための人材育成 ・デジタル化推進によるデジタル技術活用を促進する。	・話作・事業化支援件数（選べ件数） ・デジタル化実証支援件数 ・支援機器の各種機器の実績 ・デジタル化推進のための人材育成 ・人材育成によるデジタル化技術活用企業数	23件 (R4年度) 620件 (R4年度) —	76件 (R4年度) 1,016件 (R4年度) —	—	・目的に「安定的な就業継続」と記載されており、事業年度末時点での就職者の就業実績者数、定着率、離職率を追加する。	意見無し	意見無し

事業名	担当課	外部評価時点での事業の状況			外部評価における意見			県の対応状況
		事業のねらい・目的	事業の内容	指標	目標値(年度)	実績値(年度)	次の目標(年度)	
(12) 中小企業新製品開発支援事業	中小企業技術革新課	・コロナ禍で生じた需要や国等が取り組む新たな成長分野に対応した新技术・新製品等による技術の利用促進、県内中大企業へ工業技術センター等による技術支援することで、県内経済をけん引する企業を育成、コロナ禍でダメージを受けた地域経済の活性化を図る。	・中小企業技術・新製品開発支援 ・工業技術セミナー受講者数 促進	・新技術・新製品開発会員 ・開発会員数 ・事業化件数	10件 (R4年度) 6件 (R4年度)	10件 (R5年度) 6件 (R5年度)	・継続 (一部改善)	意見無し
(13) 廉潔物地盤対策事業 (※危険土質判定体制整備業務)	農業都市部 農業指導課	・東日本大震災を教訓にしつての上止みを整備し、建築物危険度判定に立ち入り検査を実現する。 ・新規申請等による申請者への早明参を実現する。 ・技術者等による技術指導する。 ・技術指導を継続的に行なう。 ・判断技術等を向上させる。 ・判断技術等を向上させる。 ・判断士の参加要請・受付確認を迅速化、判断士の改善率化・円滑化 ・判断士本部の集計・進捗管理の体制化を図る。 ・判断士アドバイスを活用した訓練を実施する。	・福岡県被災建築物・宅地応急危険度判定協議会の運営 ・被災建築物の危険度判定士の養成のための講習会の開催 ・被災建築物の危険度判定士の登録	・被災建築物の危険度判定士の登録件数 ・被災建築物の危険度判定士の登録	2,600人 (R4年度)	2,165人 (R4年度)	2,600人 (R5年度)	・団体を通じての周知活動等だけでではなく、企画側に直接働きかけることで、より登録者確保に繋げることが出来るのでないか。
(14) DV・ストーカー対策事業	警察本部 人身安全対策課	・ストーカー・DV被害者の保護対策の推進 ・ストーカー・DV事業による性暴力の防止措置 ・ストーカー・DV被害者等の安全の確保 の推進	・担当者研修会 ・巡回業務指導 ・広報啓発活動	4回(100名) (R4年度) 70回 (R4年度) 12回(300名) (R4年度)	4回(100名) (R5年度) 42回 (R5年度) 15回(595名) (R4年度)	4回(100名) (R5年度) 72回 (R5年度) 12回(300名) (R5年度)	・継続 (拡充)	意見無し
(15) 九州グローバル人材活用促進事業	企画・地域振興部 国際政策課	・留学生をはじめとした高齢外国人材を本県に誘引し活用することによって、企業のグローバル化を図ることを目的とする。 ・九州開拓特使、発展途上留学生の就業支援を図る。 ・九州ソングスアカデミー「Work in Japan」の開設 ・元留学生の就職助成が地元企業へ射止めることにより、地元産業の活性化を図ることに	・人材マッチングサイトの管理・運営 ・イベントの開催、留学生用優良施設、例に係る情報収集販売	留学生の県内外企業への就職 留学生への就職者数	940人 (R4年度)	1,239人 (R4年度)	1,010人 (R5年度)	・留学生と企業のマッチングについては民間企業でも取り組んでおり、行政としても工夫はできないのか。 ・留学生が活躍していくには民間企業でも取り組んでおり、行政としても工夫はできないのか。
(16) 洋上風力発電導入・産業連携促進事業 (洋上風力発電連携促進事業)	企画・地域振興部 総合政策課	・洋上風力発電はエネルギー政策に加え、開港港への波及び弱付等、産業連携等にも有意義である。 ・本県は洋上風力発電の「促進区域」の指定に向けた取組みを推進。地元自治体の利害関係者の理解形成を図り、協議会による議論を経て、県内に意形成を図ることとともに、協議会による議論を経て、県内における洋上風力発電の「促進区域」の早期指定を目指す。	・意見交換会の開催、対象区域案の更新及び追加調査 ・先行地域の把握	「有望な区域」への選定(累計) 1件 (R4年度)	0件 (R4年度)	0件 (R5年度) 1件 (R5年度)	・継続 (一部改善)	意見無し
(17) 福岡県スポーツコミッショナーズ定着促進事業	人づくり・県民生活部 スポーツ局企画課	・ラグビーワールドカップ2019や2020東京オリンピック・パラリンピック大会等を機会として、また本県の隣の福岡県内のスポーツの力によるスポーツ大会合宿等の開催を促進して観客の開拓と地元の運営権の推進に取り組むことで、スポーツの力による県内経済の活性化を目指すもの。	・スポーツ大会・会館等取り組む市町村数 ・スポーツコミュニケーションの運営 ・スポーツソーシャリスマッシュの推進	11市町村 (R4年度)	11市町村 (R4年度)	15市町村 (R5年度)	・各市町村ごとに取り組むことが前提となつているが、県内各市町村は小規模が多いが多くの市町村が連携して継続を行なっている。 ・大会・会館の運営が伸びているが、それがいつまでも続くようにならぬために、各市町村の大会・会館説明会等の開催を行なっている。 ・大会・会館の運営が伸びているが、それがいつまでも続くようにならぬために、各市町村の大会・会館説明会等の開催を行なっている。 ・大会・会館の運営が伸びているが、それがいつまでも続くようにならぬために、各市町村の大会・会館説明会等の開催を行なっている。	・各市町村が持つている資源(設備・宿泊先等)は規模も種類も様々であるため、それがあまり伸びていないが、それがいつまでも続くようにならぬために、各市町村の大会・会館説明会等の開催を行なっている。
(18) 食品の安全・安心確保対策推進事業 (HACCP定着促進事業)	保健医療介護部 生活衛生課	・食品衛生法改正によって、すべての食品事業者が新しい食品衛生法の遵守義務を負う。また、各食品事業者は、食品衛生法の遵守義務のため、HACCPなどによる衛生管理の実施を義務づけられる。HACCPによる衛生管理の実施は、飲食店の衛生管理の実施を義務づける。また、HACCPによる衛生管理の実施は、飲食店の衛生管理の実施を義務づける。 ・食品衛生責任者実務講習会の実施 ・食品衛生責任者実務講習会の実施 ・HACCP導入アドバイザーの派遣 ・HACCP導入アドバイザーパートナーズ数	・食品衛生責任者実務講習会の実施 ・食品衛生責任者実務講習会の実施 ・HACCP導入アドバイザーの派遣 ・HACCP導入アドバイザーパートナーズ数	2,940件 (R4年度)	1,085件 (R4年度)	2,940件 (R5年度) 7件 (R4年度)	・継続 (一部改善)	・事業者が時間的な余裕がなく、講習会をさかんに受受けられないといった意見をもらっている。 ・委託事業者及びその他の関係団体との調整を踏まえ、講習会の開催日程等の柔軟性向上に向けた検討を行なっている。 ・事業者がこれまでできることにこだわるところに問題があるといつた工夫をしていただいている。

事業担当課	外部評価時点での事業の状況				対応状況
	事業のねらい・目的	事業の内容	目標値(年度)	実績値(年度)	
評価区分 (今後の方 向性)					
(19) 乳児院等多機能化推進事業 福祉労働部 子ども福祉課	・児童養護施設等に八入するケニアースの高い犯罪率に対する適切な養育の質と持つ保護者への支援等家庭の充実をめぐらす支援が必要とする子どもや家庭への支援を推進する。	・医療機関等の連携強化、育児指導機能の強化	・医療機関等の連携強化実施 6施設 (R4年度) 3施設 (R4年度)	・プラスアルフ会で看護職員が条件などなる一方で、本事業実施基準では常勤職員の配置が条件となる一方で、本事業実施基準では常勤職員を雇用する場合、施設課題は直接用しか候うたるため、直接雇用でなくともうが福野が広がるが、現行実施していける。年次については、各施設ごとに協議の場において非常勤職員にも活用ができるけども、令後も引き続き施設への内をを行うよ。	・国際基準では常勤職員が条件などなる一方で、本事業実施基準では常勤職員を雇用する場合、施設課題は直接用しか候うたるため、直接雇用でなくともうが福野が広がるが、現行実施していける。年次については、各施設ごとに協議の場において非常勤職員にも活用ができるけども、令後も引き続き施設への内をを行うよ。
(20) 特定妊娠等母子支援事業 福祉労働部 子ども福祉課	・予期せぬ妊娠や出産時に「特定妊娠等」に対しては、妊娠が明らかになれば、分娩後まで継続して母子支援を行ない、児童虐待の未然防止を図る。	・特定妊娠等母子支援	・相談件数 100件 (R4年度) 4名 (R4年度)	・住まいの提供だけではなく、病院への付き添いや、事業内容の先案等を食む相談等による実績として記載すれば、事業内容のそれそれを成果指標等への移行」を成果转化指標に追加した。	・他の行政機関等への移行」を成果转化指標に追加した。
(21) 県立学校特別支援教育推進事業 教育厚生課 特別支援教育課	・学校生活での移動、用便、衣着等の全介助が必要となる場合における扶助が提供されるべきである。 ・県立学校特別支援教育における支援体制の強化が、児童の発達段階における社会的、精神的、学習的、身体的などの多面的な支援を確実に実現するため、児童の個別性、家庭環境、教員の指導力、施設設備等が重要な要素である。 ・特別支援教育支援員による介助、特別支援教育校に対する支援、特別支援教育支援員による介助等を通じて、児童の学習活動の実現をめざす。 ・就労訓練による就労訓練等の実現をめざす。 ・県立学校特別支援教育に対する支援等の実現をめざす。	・支擱が現況に関する所属基準が異なるが、通常の扶助評価調査のようにして、所属長の総合評価で重視される無くなることには困難があるが、評価の精度を上げる組織がいるべきではないか。	・成績指標によります。 ・生徒によくある段階で、1人によつて問題を工夫していくべきだとき、評価の精度を上げるためにも、評議会による評議の必要があるのではないか。	・生徒や学校生活の場面に応じて必要な支援が異なるため、教員や児童・生徒によくある段階で、1人によつて問題を工夫していくべきだとき、評価の精度を上げるためにも、評議会による評議の必要があるのではないか。	
(22) 教職の働き方改革事業 教育厚生課 教育厚生課	・勤務時間管理システムの運用（教職員） ・勤務時間管理を行う運営会議の運営（教職員） ・教育委員会の意識改収の促進と実績を検証することによって、教員の超過勤務時間減らしの実績を積み、施設課題の改善をめざす。 ・県立学校支援事業推進による、校務の効率化による教員の長時間労働の改善に、業務負担を減らし、教員の長時間労働の改善を図る。	・勤務時間管理システムの運営運営 ・県立学校支援事業の推進 ・勤務時間管理システムの運営運営 ・県立学校支援課の運営 ・教員の超過勤務時間減らしの実績を積み、施設課題の改善をめざす。 ・教員の業務負担を減らし、教員の長時間労働の改善を図る。	・超過勤務時間数 27.5% (R4年度)	・勤務時間数を超過する立正学校教員の割合 47.3% (R4年度) 13.7% (R5年度)	・金額の毎日の業務内容を細かに記録させることは教員の業務負担増大となる。 ・勤務時間数を超過する立正学校教員の割合が減少するため、教員の業務負担が軽減されるとともに、教員の業務負担を減らすための負担を軽減していく検討していく。
(23) SNSを活用した相談体制整備事業 教育厚生課 教育厚生課	・小中高校生のコミュニケーション手段としてSNSが普段から多く使われるが、相談方法の選択が難しくて、相談する子どもたちに対しては、「まだ使ったことない」と感じることがあります。 ・SNSによる双方の情報体験により、子どもの心に及ぼす影響に対応し、問題が深刻化する前に解消への助言を行なう。	・SNSを活用した相談体制の構築 ・SNS等開拓課との連携体制の構築 ・監修	・電話での相談より、LINEでの相談のほうが5倍近く多い ・専入当初と比べ、実績が停滞していることから、現状で常態化していると思われ。そのため超過勤務を実現するための新たな方法を考え、成績指標に追加していく必要があるのではないか。 ・働き方改革を進めていくために、どの仕事やめどのようないくつかの手を取ることの必要があるため、教員がどのような業務を行なうか等の細かい作業分析をしてデータをとることの必要があるではないか。	・電話での相談より、LINEでの相談のほうが5倍近く多い ・専入当初と比べ、実績が停滞していることから、現状で常態化していると思われ。そのため超過勤務を実現するための新たな方法を考え、成績指標に追加していく必要があるのではないか。 ・電話での相談より、LINEでの相談のほうが5倍近く多い ・専入当初と比べ、実績が停滞していることから、現状で常態化していると思われ。そのため超過勤務を実現するための新たな方法を考え、成績指標に追加していく必要があるのではないか。 ・専門性を持つ児童生徒及び保護者等の相談に対する柔軟な対応をめざす。 ・専門性を持つ児童生徒及び保護者等の相談に対する柔軟な対応をめざす。	・専門性を持つ児童生徒及び保護者等の相談に対する柔軟な対応をめざす。
(24) 「非行少年を生まない社会づくり」推進事業 警察本部生活安全部 少年課	・街頭補導活動、棄物乱用防止教室の開催、非行集団の取り締まり ・非行少年に対する立ち直り支援活動、学校と連携した児童虐待の防止、早期発見、早期対応による立ち直り支援活動等に係る社会的連携体制の強化 ・SNSによる双方の情報体験により、子どもの心に及ぼす影響に対応し、問題が深刻化する前に解消への助言を行なう。	・非行者 4,5人以下 (R4年度) 再犯者数 263人 (R4年度) ・スクールサポート一 ターンの学校訪問回 16,52回 (R4年度)	・街頭補導活動、棄物乱用防止教室の開催、非行集団の取り締まり ・非行少年に対する立ち直り支援活動、学校と連携した児童虐待の防止、早期発見、早期対応による立ち直り支援活動等に係る社会的連携体制の強化 ・スクールサポート一 ターンの学校訪問回 20,25回 (R3年度)	・暴力犯の再犯率を下げるためのアドバイス等の取り組みが実現化していなかったため、本年度は、目標値を達成するのはかなり難しいと思われるため、何か現在の取組以外のアプローチや取組強化が必要ではないか。	・県警では犯罪の予防、安心感の醸成等を目的として、県内の主要な繁華街や地域団体等に街頭防犯カメラ等の取組を実施するほか、自ら犯行を防ぐための取組を実施している。街頭防犯カメラ等の取組の目的には、広く犯罪を予防するための「青少年犯罪の防除」や、それを阻止するための「防犯・防衛」等がある。少子高齢化等の傾向から、警備面や業務面における警備費用の削減等による財源確保のため、各種の防犯対策等の取組が実施されている。

